

包括支援センターだより

第83号 令和7.3.1 発行

『認知症サポーター養成講座』開催!

10月16日(水)に藤崎中学校(1年生)、12月4日(水)に明徳中学校(1年生)で認知症サポーター養成講座を開催し、132名の『認知症サポーター』が誕生しました。
認知症とはどんな病気なのか、認知症の方にどのように接したら良いのかなど、講義やグループワーク、寸劇での実演を通じて『認知症サポーター』の役割を学びました。
受講した生徒さんからは「困っているお年寄りがいたら優しく声を掛けたい」といった心強い言葉が聞かれていました!!

これからも地域全体で高齢者や認知症の方を見守っていただけたいですね😊

～認知症サポーター養成講座についてのお問い合わせ先～

藤崎町地域包括支援センター (☎65-4155)

～藤崎中学校での講座～



グループワークでの話し合い😊



積極的に発表をしてくれました!



寸劇で認知症対応の疑似体験!

～明徳中学校での講座～

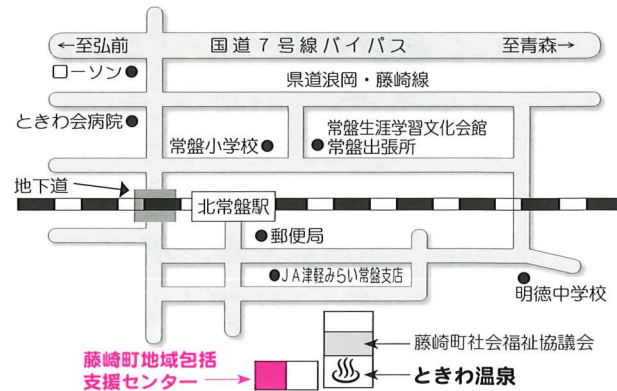


講義で認知症を学びました!



藤崎町地域包括支援センター

相談受付 月曜日～土曜日
時間 午前8時15分～午後5時15分
住所 藤崎町大字常盤字富田67-1
電話番号 TEL 65-4155
FAX 65-4159



介護予防教室のお知らせ

※筋力あつぷ教室は役場介護保険係へ申請し、チェックリストに該当した方が参加できます。

3月	藤崎会場 (藤崎老人福祉センター)	常盤会場 (常盤老人福祉センター)
脳トレ教室	(金): 7日、14日、21日	(火): 4日、11日、18日
にこ ² わい ² 健康教室	(火): 4日(藤崎町文化センター)	(木): 6日
らく楽教室	(水): 5日(藤崎町文化センター)	(水): 12日
げんき教室	(火): 11日	(木): 13日
脳トレ咲楽ん坊	(水): 12日	(水): 19日
おしゃべり&オレンジカフェ	(金): 14日	(金): 21日
筋力あつぷ教室※ (会場:ときわ会病院)		(金): 7日、14日、21日、28日

高齢者を狙った消費者被害や特殊詐欺に注意!!

高齢者の消費者被害の相談や特殊詐欺の被害が増えています。
詐欺師は不安を巧みに利用することで信用させ、金銭をだまし取ろうとします。

あなたの口座が犯罪に使われています。
手続きが必要なのでキャッシュカードを預かります。

警察官や銀行員などが
キャッシュカードや通帳を
預かることはありません。

未払いの料金があります。
今日中に支払わなければ裁判になります。
これから指示する口座に振り込みを...

身に覚えのない請求は
家族や知人に相談
しましょう。

還付金があります。
指示どおりにATMで
操作してください。

還付金や給付金の
手続きをATMでお願い
することはありません。

<高齢者の詐欺被害を防ぐ3つのポイント>

1. 心当たりのない請求には応じない。相手(請求者)に連絡しない。
2. 家族の名前や公的機関の名前を出されても信用しない。
3. 電話でお金を要求する話が出たら必ず家族に相談する。

「何か怪しい」と不安を感じたら、警察安全相談窓口『#9110』に相談を!



介護保険サービスを利用するための手順を知っておこう!

2 介護認定申請の流れは?

① 『要介護(要支援)認定申請書』を役場に提出します

- 本人またはご家族が役場福祉課介護保険係の窓口で手続きできます。
- 手続きが困難な場合など、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などに代行してもらう事も出来ます。



2つセットで保管して下さい

② 『認定調査』や『主治医意見書』の作成が行われます

- 認定調査は役場職員が自宅を訪問し、心身の状態を調査します。
- 主治医意見書は役場から直接、主治医へ依頼します。
- 費用負担はありません。



③ 審査・判定のあと、認定結果が通知されます

※結果通知は…原則、申請から30日以内に結果が通知されます

- 認定結果が、記載された「介護保険被保険者証」(オレンジ)と、負担割合が記載された「介護保険負担割合証」(ピンク)が交付されます。
- サービスを利用する際は、どちらも必要なので紛失しないようにしましょう。

3 要介護・要支援に認定された方はサービスが利用できます

○要介護1～5に認定された人は、

居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)を決めましょう

○要支援1・2に認定された人は、

原則、地域包括支援センターが担当します



認定結果と一緒に町内の居宅介護支援事業所一覧や介護サービス事業所一覧が送付されます。参考にしてください。

自宅での生活を継続していくためにも予防や維持に努めていく事が大切です。これから暖かい季節になりますので、外出など体を動かす機会を活用しながら、活動量を増やしていきましょう。



1 介護認定申請を行うのはどんな時?



何らかの介護や支援が必要な場合や見込まれる場合には、**介護認定申請をすることをおすすめします。**

例えば…

- 自宅での入浴が大変になった
- トイレや廊下に手すりなどが必要になった
- リハビリが必要になった
- 一人暮らしでゴミ出しや買い物が大変になった
- 車椅子のため、受診の時に支援が必要になった…など



- ◎サービスを利用していないけど更新したら良いかしら…!?
- ◎知り合いが申請したから私も必要かな…!?

このような時は一度、**地域包括支援センターへご相談ください。介護申請・更新が必要か一緒に考えていきましょう。**